

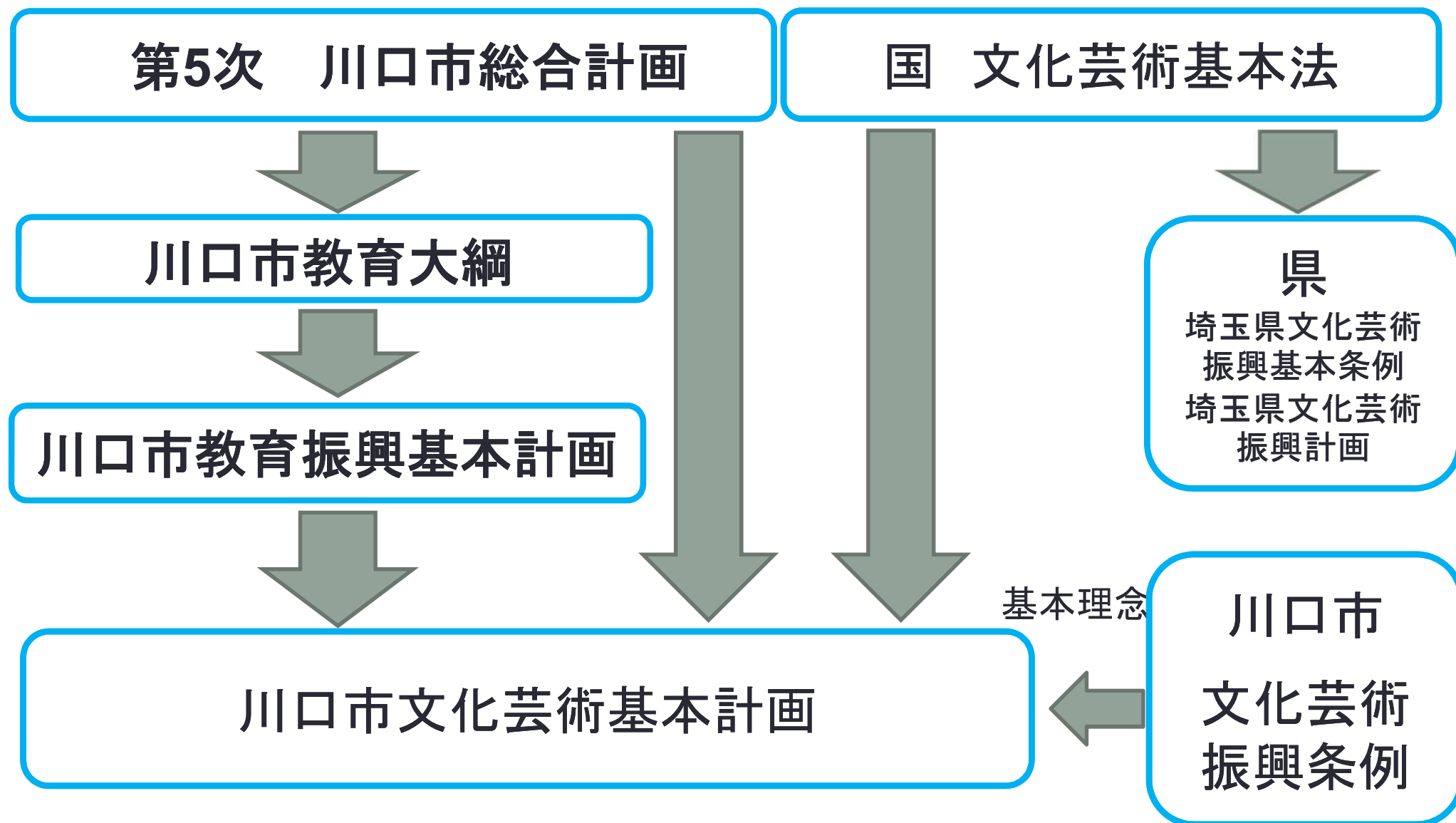
改定 川口市文化芸術基本計画

(令和6年度～10年度)

川口市文化芸術基本計画策定の経緯

- ・H13 国 文化芸術振興基本法公布
- ・H21.7 県 埼玉県文化芸術振興基本条例制定
- ・H23.3 県 埼玉県文化芸術振興計画策定 計画年度H23～H27
- ・H28.3 県 埼玉県文化芸術振興計画策定 計画年度H28～H32(R2)
- ・H28.3 市 川口市文化芸術振興条例制定 → 文化芸術基本計画の策定を明記
- ・H29.6 国 文化芸術振興基本法 → 文化芸術基本法 に改正
- ・H30.12 市 川口市文化芸術基本計画策定 計画年度H31(R1)～H35(R5)

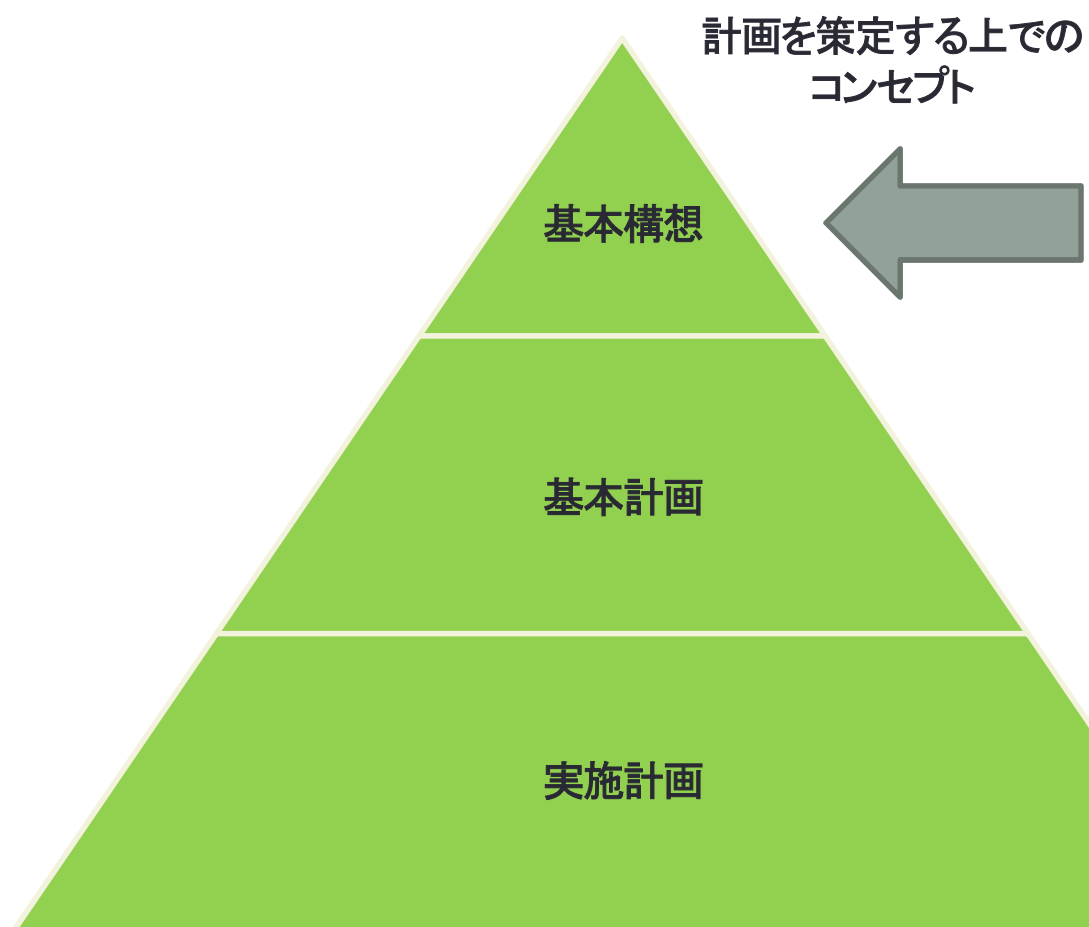
改定計画の位置づけ



計画の期間



施策の体系



基本理念

- 1 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重します。
- 2 市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮します。
- 3 文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備を図ります。
- 4 地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮します。
- 5 文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮します。

計画の構成(案)

第1章

序論

- 本市の文化芸術をとりまく状況
- 前計画の振り返り 等

第2章

基本構想

- 基本理念
- 計画の体系

第3章

基本計画

- 基本計画各論

第4章

計画の推進体制

- 計画の実現に向けた推進体制

資料編